

運動リハビリステーションAQUA 宮上店

運営規程

地域密着型通所介護

介護予防通所サービス

運動リハビリステーションAQUA 宮上店 運営規程 (地域密着型通所介護・介護予防通所サービス)

(事業の目的)

第1条 この規程は株式会社Y's 予備校が設置運営する運動リハビリステーションAQUA 宮上店（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業、指定介護予防通所サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス（以下「介護サービス」という。）の提供に当たる生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「従業者」という。）が、基本チェックリストにより事業対象者と判定された高齢者または要支援状態及び要介護状態にある高齢者（以下「事業対象者・要支援・要介護者」という。）に対し、適切な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、事業対象者・要支援・要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 運動リハビリステーションAQUA 宮上店

(2) 所在地 愛知県豊田市丸根町5丁目49-27

電話番号 (0565)33 - 3490

FAX (0565) 33 - 3491

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、常勤換算による員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (生活相談員兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護の提供にあたるものとする。

(2) 従業者 生活相談員 常勤兼務 1名 (管理者兼務)

常勤兼務 1名 (介護職員兼務)

生活相談員は、事業所に対する介護サービスの利用の申し込みに係る調整、従事者に対する助言及び技術指導を行い、他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

介護職員 常勤専従 1名

常勤兼務 1名 (生活相談員兼務)

非常勤専従 1名

介護職員は、介護サービスの提供に当たる。

機能訓練指導員 非常勤専従 2名

非常勤兼務 4名（看護職員兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員 非常勤兼務 4名（機能訓練指導員兼務）

看護職員は、健康状態の把握等の健康管理、緊急時の応急処置を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日は休業とする。

（2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

（利用定員）

第6条 利用定員は、午前の部、午後の部につき下記の通りとする。

（1）サービス提供時間帯 午前 9時 00分から午後 12時 10分 15名

（2）サービス提供時間帯 午後 1時 30分から午後 4時 40分 15名

（通所介護の内容）

第7条 介護サービスの内容は次のとおりとする。

（1）生活指導（相談援助等）

（2）機能訓練（日常動作訓練）

（3）介護サービス

（4）健康状態の確認

（5）送迎サービス

（6）その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第8条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に準じた額とする。指定介護予防通所サービスの場合、利用料の額は、豊田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に記載された額とし、当該指定介護予防通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。

（1）特別行事費として行事に係る相当な費用

（2）実施地域以外の送迎に関わる費用

実施地域を超える地域からの利用の際には、実施地域からの距離が1キロ毎に往復100円を利用者から徴収する

- (3) その他指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、挙母地区、猿投地区の一部、保見地区の一部とし別紙で定める地域内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- (8) 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、介護サービスを実施中に、利用者の身体に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対応しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

- 2 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 3 管理者は、防火管理者を選任する。
- 4 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 5 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年2回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社Y's予備校と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

【別表】

本事業の実施地域は以下の地域とする。

愛知県豊田市の下記の各町とする

[挙母地区]

逢妻町 秋葉町 曙町 朝日ヶ丘 朝日町 今町 梅坪町 上挙母 栄生町 小川町 大池町 落合町
柿本町 金谷町 河合町 川端町 神田町 喜多町 京町 久保町 鴻ノ巣町 小坂町 小坂本町
寿町 挙母町 衣ヶ原 栄町 桜町 三軒町 汐見町 清水町 下市場町 下林町 樹木町 昭和町
白浜町 新生町 陣中町 新町 神明町 水源町 砂町 聖心町 千足町 太平町 高崎町 高原町
竹生町 田代町 田中町 田町 長興寺 司町 月見町 土橋町 貞宝町 天王町 東新町 常盤町
十塚町 トヨタ町 中島町 錦町 西新町 西町 西山町 日南町 白山町 八幡町 花丘町
東梅坪町 久岡町 日之出町 平芝町 平山町 広久手町 広路町 深田町 平和町 細谷町 本新町
本地町 前田町 前山町 松ヶ枝町 丸根町 丸山町 瑞穂町 緑ヶ丘 宮上町 宮口町 美山町
宮町 御幸町 明和町 元城町 元町 元宮町 山之手 横山町 竜宮町 若草町 若宮町

[猿投地区]

荒井町 越戸町 平戸橋町永和 上原町 平戸橋町太戸 花本町宇津木

[保見地区]

浄水町伊保原 浄水町南平 浄水町原山 大清水町